

令和5年度 釧路短期大学同窓会総会議事録

日 時：令和5年10月5日（木） 19:00～19:30

会 場：釧路短期大学

出席者：13名（うち1名オンライン参加）

会長 中村知与子

副会長 小林麻如、平井紀子

幹事長 伊藤美香、副幹事長 永田美沙（オンライン参加）

会計 伊東珠希、会計監査 三村理恵、書記 菊地正明

総務 金田かおる・坂本静香・島本祐里・菅沼海・三浦亜里紗

議 長：菊地正明

開会の辞に続き、会長 中村知与子氏より挨拶。

議案の審議を開始。

審議事項

第1号議案 釧路短期大学同窓会令和4年度活動報告（案）（別添1）

同窓会書記 菊地正明氏より令和4年度の活動について報告がなされ、満場一致により承認された。

第2号議案 釧路短期大学同窓会令和4年度決算報告及び会計監査報告（案）（別添2）

同窓会会計 伊東珠希氏より令和4年度の決算報告。

引き続き、同窓会会計監査 三村理恵氏より監査報告がなされ、満場一致により承認された。

第3号議案 釧路短期大学同窓会令和5年度活動計画（案）（別添3）

同窓会書記 菊地正明氏より令和5年度の活動について計画案が示され、満場一致により承認された。

第4号議案 釧路短期大学同窓会令和5年度予算（案）（別添4）

同窓会会計 伊東珠希氏より令和元年度の予算案が示され、満場一致により承認された。

第5号議案 釧路短期大学同窓会令和5年度奨学生の選考（案）（別添5）

同窓会会長 中村知与子氏より1名の奨学生候補が示され、満場一致により承認された。

第6号議案 釧路短期大学同窓会奨学金基金規程および運用要項の改正（案）（別添6）

同窓会書記 菊地正明氏より各改正案が示され、満場一致により承認された。

第7号議案 そのほか (別添7)

役員の任期延長 (案)

同窓会書記 菊地正明氏より任期延長案が示され、満場一致により承認された。

役員の選出 (案)

同窓会会長 中村知与子氏の指名により総務として2名を選出。満場一致により承認された。

審議終了。

閉会の辞をもって総会を終了。

令和5年10月10日

議 長

印

釧路短期大学同窓会令和4年度活動報告

自 令和4年9月1日

至 令和5年8月31日

年 月 日	内 容
令和4年 10月6日(木) ～10月20日(木)	同窓会総会(書面表決) 議事(1) 議案第1号 釧路短期大学同窓会活動報告 (2) 議案第2号 釧路短期大学同窓会決算報告 会計監査報告 (3) 議案第3号 釧路短期大学同窓会活動計画(案) (4) 議案第4号 釧路短期大学同窓会予算(案) (5) 議案第5号 釧路短期大学同窓会奨学生の決定 (6) 議案第6号 そのほか
11月14日(月)	同窓会奨学金授与式の開催(於:釧路短期大学)
11月15日(火)	大学祭の案内を同窓会ホームページに掲載
令和5年 3月16日(木)	同窓会入会式の中止にともない、新入会員70名(生活科学科31名、幼児教育学科39名)へ贈る歓迎の言葉を書面に変更。卒業記念品の配布を釧路短期大学に依頼
7月10日(月) ～7月31日(月)	同窓会奨学生の募集
8月4日(金)	同窓会奨学生の選考

(別添2)

釧路短期大学同窓会令和4年度決算報告

自 令和4年9月 1日

至 令和5年8月31日

【 収入の部 】 (単位：円)

項 目	金 額	摘 要
会 費	345,000	同窓会入会金 5,000円×69名
義 援 金	0	
雑 収 入	96	定期・普通預金利息等
小 計	345,096	
繰 越 金	7,485,207	前総会より引き継ぎ
合 計	7,830,303	

【 支出の部 】 (単位：円)

項 目	金 額	摘 要
総 会 経 費	0	
事 業 費	0	
奨 学 金	120,000	奨学金2名 1年次・2年次
記 念 品	71,000	卒業生記念品負担金
会 議 費	0	
福 利 厚 生	0	
通 信 費	0	
雑 費	3,402	会計監査食事
小 計	194,402	
	7,635,901	
合 計	7,830,303	

収 入 の 部 7,830,303

支 出 の 部 194,402

会 計 残 高 7,635,901

会計監査報告

釧路短期大学同窓会の令和04年9月1日～令和05年8月31日までの
収支決算書について、関係書類を監査した結果、適正な処理をされておりましたことをご報告致します。

令和 5 年 9 月 7 日

会 計 監 査

印

釧路短期大学同窓会令和5年度活動計画

自 令和5年9月1日

至 令和6年8月31日

年 月 日	内 容
令和5年	
10月5日(木)	同窓会総会(常任幹事会)の開催(於:釧路短期大学)
10月下旬	大学祭の案内を同窓会ホームページに掲載
11月上旬	同窓会奨学金授与式の開催(於:釧路短期大学)
11月18日(土)	大学祭への参加・協力・助成 これまで大学祭で販売していた短大の「咲くサクッキー」が生産中止となったことから、本年度は総務2名が昆布を使用した焼き菓子の試食とアンケート調査を実施予定。将来的には関係ゼミへと引き継ぎ「咲くサクッキー」に代わる短大ブランド商品にしたいとの意向あり
令和6年	
3月13日(水)	同窓会入会式(於:釧路短期大学)
6月中旬~7月下旬	同窓会奨学生の募集および選考
7月上旬~	同窓会総会・懇親会の開催準備

(別添4)

釧路短期大学同窓会令和5年度予算

自 令和5年9月 1日

至 令和6年8月31日

【 収入の部 】 (単位：円)

項 目	金 額	摘 要
会 費	360,000	同窓会入会金 5,000円×72名
義 援 金	0	チャリティー募金等
雑 収 入	100	定期・普通預金利息等
小 計	360,100	
繰 越 金	7,635,901	前総会より引き継ぎ
合 計	7,996,001	

【 支出の部 】 (単位：円)

項 目	金 額	摘 要
総 会 経 費	433,000	開催前経費
事 業 費	62,000	学生活動支援、学祭出店材料費
奨 学 金	240,000	奨学金4名分
記 念 品	100,000	卒業生記念品負担金
会 議 費	85,000	(13人*5回*1300)
福 利 厚 生	30,000	慶弔費
通 信 費	0	
雑 費	30,000	
小 計	980,000	
	7,016,001	
合 計	7,996,001	

【補足】

- ①総会経費
- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 長3封筒作成 | 5000枚 | 40,000 |
| 用紙A4*1箱 | 5000枚*3箱 | 13,000 |
| コピー機使用料 | 12000枚*3.3円 | 40,000 |
| 案内発送 | 定形94*3000通 | 282,000 |
| 記念品作成 | 100個*330円 | 33,000 |
| クリアファイル作 | 500枚 | 25,000 |
- ②学生会への支援 50,000円+学祭出店12,000円
③コロナによる学生への助成～今年度なし
④役員の会議は5回を予定
⑤文化祭案内等送付～予定なし

議案第5号 釧路短期大学同窓会令和5年度奨学生の選考

掲示による募集を行ったところ、生活科学科食物栄養専攻から1名応募があった。該当学生は「釧路短期大学同窓会奨学金基金規程」第3条に定める応募資格を満たしている。提出された作文と過日実施した面接から、奨学生にふさわしい学生であると判断する。

議案第6号 釧路短期大学同窓会奨学金基金規程および運用要項の改正

釧路短期大学における学費等の支援制度「生涯学習奨励金」が名称変更されたことから、これに適合した内容にあらためる必要が生じた。併せて募集と給付の時期を実態に沿うよう改正するほか、誤記載や体裁の不備を修正したい。【添付資料1、2】

議案第7号 その他

役員任期延長

令和2年度の総会において役員改選される予定であったが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、任期延長の特別措置を講じ、現在に至っている。本年度においても総会の延期が決定していることから、さらに1年延長の特別措置を講じたい。

■役職	■氏名
会 長： (常任幹事)	中村知与子
副 会 長： (常任幹事)	平井 紀子
〃 (常任幹事)	小林 麻如
幹 事 長： (常任幹事)	伊藤 美香
副幹事長： (常任幹事)	永田 美沙
会 計： (常任幹事)	田中 喜久子
〃 (常任幹事)	伊東 珠希
書 記： (常任幹事)	菊地 梓
〃 (常任幹事)	菊地 正明
会計監査：	三村 理恵
〃	渡邊 拓也

役員選出

同窓会会長 中村知与子の指名により、渡辺由氏と石田彩氏が総務に選出された。
 今後は本会運営の補佐を務めていただきたい。

新	旧
<p style="text-align: center;">釧路短期大学同窓会奨学金基金規程</p> <p>(目的) 第1条 釧路短期大学同窓会は、学生の修学を支援し、優秀な人材の育成に資することを目的に釧路短期大学奨学金基金を設ける。</p> <p>(基金) 第2条 基金は、釧路短期大学同窓会積立金、寄付金をもって充てる。 (奨学生応募資格)</p> <p>第3条 釧路短期大学の在學生で、経済的理由により修学が困難な者のうち、向学心賢固で一層の能力向上を目指す者。 2 次の者は本制度を併用することはできない。 (1) 釧路短期大学奨学生(1種・2種) (2) 社会人入学による生涯学習奨学金受給者</p> <p>(定員) 第4条 定員は、年間4名までとする。</p> <p>(応募時期) 第5条 応募時期は、<u>7</u>月末日までとする。</p> <p>(応募・決定) 第6条 同窓会奨学金を希望する者は、釧路短期大学同窓会奨学金申請書を提出する。 2 奨学生の選考は、「常任幹事会」において審議決定する。</p> <p>(給付) 第7条 給付額は1名につき年間6万、2か年12万とする。 (奨学金の停止) 第8条 奨学生が次の各号に該当する時は、常任幹事会の議を経て、奨学金給付を停止する場合がある。 (1) 休学・退学したとき (2) 除籍の処分を受けたとき (3) その他学業成績・学生生活が奨学生として、ふさわしくないと判断された時</p> <p>(運用の細目) 第9条 この規程の実施についての細目は、別に定める。 (その他) 第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、常任幹事会の議を経て会長が定める。</p> <p>附 則 この規程は平成27年4月1日より施行する。 <u>この改正は令和6年4月1日より施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">釧路短期大学同窓会奨学金基金規程</p> <p>(目的) 第1条 釧路短期大学同窓会は、学生の修学を支援し、優秀な人材の育成に資することを目的に釧路短期大学奨学金基金を設ける。</p> <p>(基金) 第2条 基金は、釧路短期大学同窓会積立金、寄付金をもって充てる。 (奨学生応募資格)</p> <p>第3条 釧路短期大学の在學生で、経済的理由により修学が困難な者のうち、向学心賢固で一層の能力向上を目指す者。 2 次の者は本制度を併用することはできない。 (1) 釧路短期大学奨学生(1種・2種) (2) 社会人入学による生涯学習奨学金受給者</p> <p>(定員) 第4条 定員は、年間4名までとする。</p> <p>(応募時期) 第5条 応募時期は、<u>4</u>月末日までとする。</p> <p>(応募・決定) 第6条 同窓会奨学金を希望する者は、釧路短期大学同窓会奨学金申請書を提出する。 2 奨学生の選考は、「常任幹事会」において審議決定する。</p> <p>(給付) 第7条 給付額は1名につき年間6万、2か年12万とする。 (奨学金の停止) 第8条 奨学生が次の各号に該当する時は、常任幹事会の議を経て、奨学金貸与を停止する場合がある。 (1) 休学・退学したとき (2) 除籍の処分を受けたとき (3) その他学業成績・学生生活が奨学生として、ふさわしくないと判断された時</p> <p>(運用の細目) 第9条 この規程の実施についての細目は、別に定める。 (その他) 第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、常任幹事会の議を経て会長が定める。</p> <p>附 則 この規程は平成27年4月1日より施行する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">釧路短期大学同窓会奨学金基金規程運用要項</p> <p>「釧路短期大学同窓会奨学金基金規程」の解釈ならびに運用について、以下とする。</p> <p>(定員) 第4条 奨学生の採用人数は、原則として各学年2名で年間4名までとする。</p> <p>(応募時期) 第5条 募集要項は、<u>7月初旬まで</u>にキャンパスに掲示する。</p> <p>(応募・決定) 第6条 奨学生の申請 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学生の申請書提出期限は、別に定める。 ・奨学生の申請に際しては、所定の申請書、保護者の前年度所得証明、作文「学習の抱負と将来への希望」の提出を要する。 <u>2</u> 奨学生の選考 <ul style="list-style-type: none"> ・選考においては、申請者の作文の内容を考慮し、面接にて選抜する。 ・選考においては、対象者が著しい品行不良や学則第15章に定める懲戒や罰則等相当の理由がある場合、提出書類に不備がある場合などについては、対象外とすることができる。 <p>(給付) 第7条 奨学金の給付は、毎年<u>11月末日</u>までに行う。</p> <p>(奨学金の停止) 第8条 <u>第3号</u>について判断する場合は、大学(学生委員会)の意見を参考にする。</p> <p style="text-align: center;">この要項は平成27年4月1日から施行する。 <u>この改正は令和6年4月1日から施行する。</u></p> </p>	<p style="text-align: center;">釧路短期大学同窓会奨学金基金規程運用要項</p> <p>「釧路短期大学同窓会奨学金基金規程」の解釈ならびに運用について、以下とする。</p> <p>(定員) 第4条 <u>(1)</u> 奨学生の採用人数は、原則として各学年2名で年間4名までとする。</p> <p>(応募時期) 第5条 募集要項は、<u>4</u>月初旬にキャンパスに掲示する。</p> <p>(応募・決定) 第6条 奨学生の申請 <ul style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 奨学生の申請書提出期限は、別に定める。 <u>(2)</u> 奨学生の申請に際しては、所定の申請書、保護者の前年度所得証明、作文「学習の抱負と将来への希望」の提出を要する。 <p>奨学生の選考 <ul style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 選考においては、申請者の作文の内容を考慮し、面接にて選抜する。 <u>(2)</u> 選考においては、対象者が著しい品行不良や学則第15章に定める懲戒や罰則等相当の理由がある場合、提出書類に不備がある場合などについては、対象外とすることができる。 <p>(給付) 第7条 奨学金の給付は、毎年<u>8</u>月までに行う。</p> <p>(奨学金の停止) 第8条 <u>(3)</u>について判断する場合は、大学(学生委員会)の意見を参考にする。</p> <p style="text-align: center;">この要項は平成27年4月1日から施行する。</p> </p></p>